

注記 13年度

1. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物及び工作物

定率法により減価償却を行っている。

物品

50万円以上の重要物品については、厚生保険特別会計全体として管理を行っており、当勘定において所有するものを明確に把握できないため、勘定区分の財務書類においての計上は行わず、勘定を合算した財務書類において計上を行う。

(2)無形固定資産

ソフトウェアは、取得年度の翌年度から利用可能期間（5年間）に基づく定額法により減価償却をしている。

2. 引当金の計上基準及び計算方法

(1)貸倒引当金

未納保険料については、過去5年間の保険料の収納額、不納欠損額に基づき算定し、また、その他返納金債権等の未収金については、過去の実績により算定している。

(2)賞与引当金

職員の賞与の支払に備えるため支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×1/3

勤勉手当 翌年度期末手当予算額×6月期支給割合/年間支給割合×1/3

- (3) 退職給付引当金（恩給給付費、整理資源及び国家公務員災害補償年金に係る退職給付引当金を除く）

職員の退職金の支払に備えるため期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎人員数×平均俸給額×退職手当支給率

2. 偶発債務等

1. 国庫債務負担行為による負担額

国庫債務負担行為による繰越債務額

一百万円

3. 追加情報等

1. 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 各特別会計固有の表示科目

特別保健福祉事業資金

厚生保険特別会計法附則第19条の規定により、当該勘定に、一般会計からの繰入金により資金を設置し、その運用益を用いて被用者保険の老人保健拠出金負担増の緩和を図るとともに、老人保健制度の基盤の安定化のための措置等を講ずるためにのものである。

特別保健福祉事業預り金

「厚生保険特別会計法」附則第19条及び附則第19条の2の規定により、その運用益により被用者医療保険における老人保健制度の基盤安定化を図る事業を実施するため、一般会計からの繰入金により設置した資金。

3. 歳出予算の繰越等

1. 前年度の繰越額及び繰越に見合って受入れられた財源の額

イ. 前年度の繰越額	<u>一百万円</u>
ロ. 繰越に見合って受入れられた財源の額	<u>3百万円</u>

2. 本年度の繰越額及び繰越に見合って受入れられた財源の額

イ. 本年度の繰越額	<u>3百万円</u>
ロ. 繰越に見合って受入れられた財源の額	<u>一百万円</u>

3. 繰越の調整

イ. 本年度業務費用・財源差額	<u>3,203百万円</u>
ロ. 本年度繰越見合財源	一百万円
ハ. 前年度繰越見合財源	3百万円
ニ. 繰越の調整後の業務費用・財源差額	<u><u>3,206百万円</u></u>

4. 他会計（勘定）から受入

イ. 一般会計より受入

「厚生保険特別会計法」第6条の規程に基づく健康保険及び厚生年金保険事業運営のための業務取扱費の財源としての受入金

ロ. 児童手当勘定より受入

「厚生保険特別会計法」第6条の規定に基づく児童手当拠出金徴収のための業務取扱費及び児童手当拠出金還付金の財源としての受入金

ハ. 健康勘定より受入

「厚生保険特別会計法」第6条の規定に基づく健康保険の保健事業費等及び福祉事業費の財源としての受入金

ニ. 年金勘定より受入

「厚生保険特別会計法」第6条の規定に基づく厚生年金保険の福祉施設事業費等及び年金資金運用基金出資金の財源としての受入金

5. 他会計（勘定）への繰入

イ. 児童手当勘定へ繰入

「厚生保険特別会計法」に基づく児童手当拠出金の児童手当勘定への繰入金

ロ. 健康勘定へ繰入

業務勘定の剰余金を処分した結果、健康勘定の事業運営安定資金に積み立てた額等

ハ. 年金勘定へ繰入

業務勘定の剰余金を処分した結果、年金勘定の積立金に積み立てた額等

ニ. 船員保険特別会計へ繰入

「厚生保険特別会計法」に基づく特別保健福祉事業費の船員保険特別会計への繰入金

附属明細書 13年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
児童手当拠出金	事業主	2,881

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	46,612	1,487	1,713	—	—	46,386
立木竹	55	—	6	—	—	49
建物	19,235	34	98	816	—	18,355
工作物	5,663	15	50	537	—	5,090
物品	—	—	—	—	—	—
(無形固定資産)						
無形固定資産	30,574	10,853	—	9,897	—	31,531
電話加入権	321	—	—	—	—	321
ソフトウェア	30,253	10,853	—	9,897	—	31,209

③ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
消費税	一般会計	0

④ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	△4,753	—	—	△4,753	
立木竹	△2	—	—	△2	
建物	△2,326	—	—	△2,326	
工作物	△138	—	—	△138	
計	△7,220	—	—	△7,220	

2. 業務費用・財源計算書の内容に関する明細

① 補助金等の明細

補助金等の明細

(単位：百万円)

補助金等の区分	交 付 先	支出額 (百万円)	支 出 目 的	連結対象の有無
国家公務員共済組合負担金	厚生労働省共済組合、社会保険職員共済組合	12,440	国家公務員共済組合法第99条第2項の規定に基づき短期給付、長期給付及び組合の事務等に要する費用を負担。	無
老人福祉事業開発委託費	(財) 厚生年金事業振興団	142	厚生年金老人ホームにおける健康及	無

補助金等の区分	交付先	支出額(百万円)	支出目的	連結対象の有無
	全国社会保険委員会連合会		び栄養相談、検診等の健康管理事業。	
健康づくり啓発事業委託費	(財)健康・体力づくり事業財団 (財)日本障害者リハビリテーション協会	404	健康づくりに関する基礎知識等の普及啓発活動の実施委託費。	無
特別保健福祉事業費補助金	社会保険診療報酬支払基金	9,562	社会保険診療報酬支払基金が行う老人保健業務に対する補助。	無
健康保険事務指定市町村交付金	市町村	6	健康保険法(大正11年法律第70号)第69条の10第3項の規定に基づき、日雇特例被保険者に係る健康保険の事務の一部は政令で定めるところにより市町村長に行わせることができることになっており、同法第70条の規定により事務の執行に要する費用を交付する。	無
国有資産所在市町村交付金	市町村	130	国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条に基づく当該固定資産所在の市町村に対して交付。	無
国際社会保障協会分担金	国際社会保障協会	17	国際社会保証協会規約第14条に基づき管轄する被保険者の数に比例して協会の経費を分担しなければならない。	無
疾病予防検査等委託費	(社)全国社会保険協会連合会 (財)ヒューマンサイエンス振興財団 (財)社会保険健康事業財団	63,668	被保険者等に対する、生活習慣病予防健診の検査費である。	無